

工事名	令和3年度漫湖公園ジョギングコース修繕工事
工事場所	那覇市古波蔵地内
工期	令和4年1月31日
工事概要	舗装工A=1,604㎡(L=802m、W=2.0m)

### 土木工事特記仕様書

#### 第1条 目的

本工事は、沖縄県土木建築部監修の「土木工事共通仕様書 令和3年7月」(以下「共通仕様書」とする)に基づくものとする。なお、本特記仕様書は共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または、工事固有の技術的要求を定めるものであり、共通仕様書より優先するものとするが、図面等と一致しない場合は、監督職員と協議する。

#### 第2条 特記事項(施工条件の明示)

下記項目、事項のうち該当欄■は、工事施工に当って制約をうけることとなるので明示する。  
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
1	工程関係	1) 別途工事との関連、制約	<input type="checkbox"/> 関連する別途工事あり	<input type="checkbox"/> 工種( ) <input type="checkbox"/> 着工予定( )
		2) 施工時期・時間の制約	<input type="checkbox"/> 施工期間・時間の指定あり	<input type="checkbox"/> 期間( 年 月 日～ 月 日 ) <input type="checkbox"/> 時間( )
		3) 施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 施工方法の指定あり	<input type="checkbox"/> 内容( )
		4) 関係機関との協議	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議に未成立あり(成立見込み時期)	<input type="checkbox"/> 協議内容( ) <input type="checkbox"/> 成立時期( )
		5) 他官庁等との協議状況	<input type="checkbox"/> 他官庁等協議での条件により工程に影響あり	<input type="checkbox"/> 条件( )
		6) 地下埋設物等の事前調査、移設	<input type="checkbox"/> 事前調査あり <input type="checkbox"/> 移設予定あり	<input type="checkbox"/> 調査期間( ) <input type="checkbox"/> 移設期間( )
		7) 工事写真の整理	■ 工事写真の提出あり	提出 <input type="checkbox"/> 週に( ) ■ 月に(1回進捗状況写真 )
2	用地関係	1) 工事用地・補償物件による工事制限	<input type="checkbox"/> 未解決用地あり <input type="checkbox"/> 物件撤去までの着工制限あり	<input type="checkbox"/> 解決見込時期( ) <input type="checkbox"/> 着工見込時期( )
		2) 工事用仮設道路・資機材置場等用地の確保	<input type="checkbox"/> 市から用地の提供あり ■ 受注者において用地確保の必要あり	■ 内容( 資材ヤード ) ※ その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
3	安全対策	1) 交通安全施設等の指定	<input type="checkbox"/> 交通規制あり <input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置あり <input type="checkbox"/> 交通誘導員の配置	<input type="checkbox"/> 路線名( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 誘導員の条件( ) <input type="checkbox"/> 延べ人員数( )人を計画
		2) 近接公共施設に対する制限	<input type="checkbox"/> 上下水道、ガス、電気等近接作業あり	<input type="checkbox"/> 工法制限あり <input type="checkbox"/> 作業時間制限あり <input type="checkbox"/> 防護施設指定あり <input type="checkbox"/> 内容( )
		3) 落石、土砂崩落等に対する防護施設	<input type="checkbox"/> 防護施設の設置が必要	<input type="checkbox"/> 内容( ) <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 別途協議
		4) 保安対策	<input type="checkbox"/> 保安すべき設備あり	<input type="checkbox"/> 保安内容( )

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
3	安全対策		<input type="checkbox"/> 保安要員の配置	<input type="checkbox"/> 保安要員の条件( ) <input type="checkbox"/> 延べ人員数( )を計画
		5) 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策	<input type="checkbox"/> 換気設備等が必要	内容( )
		6) 統括安全衛生責任者の選任	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第15条第1項の対象事業場、労働者数	<input type="checkbox"/> 橋梁の建設工事、圧気工法を伴う工事(常時30人) <input type="checkbox"/> その他建設工事(常時50人)
		7) 協議組織の設置	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第30条	<input type="checkbox"/> 協議会の設置(法30条第1項) <input type="checkbox"/> 特定元方事業者(受注者)の指名(法30条第2項)
		8) 安全委員会及び衛生委員会の設置	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第17条、第18条の対象事業場、労働者数	50人以上の労働者を使用する事業場
		9) 災害時の協力体制	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急巡回等	巡回、報告、写真撮影、対策
4	工事用道路関係	1) 一般道路を搬入路として使用する場合	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限あり	<input type="checkbox"/> 経路( ) <input type="checkbox"/> 期間( ) <input type="checkbox"/> 時間等( )
			<input checked="" type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 処置内容( 粉塵、騒音、散水等 )
			<input checked="" type="checkbox"/> 地元対策上、特記すべき事項	<input checked="" type="checkbox"/> 内容( 公園利用者、周辺住民への周知徹底
		2) 仮道路を設置する場合	<input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要	<input type="checkbox"/> 内容( ) <input type="checkbox"/> 期間( )
			<input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置	<input type="checkbox"/> 存置 <input type="checkbox"/> 撤去
			<input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要	<input type="checkbox"/> 内容( )
			<input type="checkbox"/> 地元対策上、特記すべき事項	<input type="checkbox"/> 内容( )
3) 一般道路の占用	<input type="checkbox"/> 一般道路の占用あり	<input type="checkbox"/> 期間( ) <input type="checkbox"/> 時間( ) <input type="checkbox"/> 条件		
5	仮設備関係	1) 仮土留、仮橋、足場等の仮設物	<input type="checkbox"/> 他の工事に引き渡しあり	<input type="checkbox"/> 仮設物の名称( ) <input type="checkbox"/> 引き渡し時期( ) <input type="checkbox"/> 条件等( )
			<input type="checkbox"/> 他の工事に引き継ぎあり	<input type="checkbox"/> 仮設物の名称( ) <input type="checkbox"/> 引き継ぎ時期( ) <input type="checkbox"/> 条件等( )
		2) 仮設備の構造及びその施工方法	<input type="checkbox"/> 構造及び施工方法に指定あり	<input type="checkbox"/> 仮設物の名称( ) <input type="checkbox"/> 施工方法( )
		3) 仮設備の設計条件の指定	<input type="checkbox"/> 設計条件に指定あり	<input type="checkbox"/> 仮設物の名称( ) <input type="checkbox"/> 設計条件( )
		4) 現場事務所の設置	<input checked="" type="checkbox"/> 現場事務所設置あり	<input checked="" type="checkbox"/> 面積( 工程会議が行える広さ ) <input type="checkbox"/> 事務連絡員の配置

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等																																													
6	工事支障物件	1) 地上、地下等の占有物件の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 占有物件あり <input type="checkbox"/> 占有物件なし	<table border="1"> <tr> <th>占有物件</th> <th>工事に支障</th> <th>移設</th> <th>防護</th> <th>移設時期</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電柱</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上水道</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 下水道</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 通信、電力ケーブル</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ガス管</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 架空電線</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 標識・看板</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><input checked="" type="checkbox"/> その他(近接物件あり、電力線、埋設深h=0.2m)</td> </tr> </table>	占有物件	工事に支障	移設	防護	移設時期	<input type="checkbox"/> 電柱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 下水道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 通信、電力ケーブル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 架空電線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 標識・看板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> その他(近接物件あり、電力線、埋設深h=0.2m)				
		占有物件	工事に支障	移設	防護	移設時期																																											
<input type="checkbox"/> 電柱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/> 下水道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/> 通信、電力ケーブル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/> 架空電線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
<input type="checkbox"/> 標識・看板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																														
<input checked="" type="checkbox"/> その他(近接物件あり、電力線、埋設深h=0.2m)																																																	
2) 地上、地下等の占有物件工事と重複施工			<input type="checkbox"/> 占有物件との重複施工あり	<input type="checkbox"/> 工事内容( ) <input type="checkbox"/> 期間等( )																																													
7	薬液注入関係	薬液注入工法	<input type="checkbox"/> 工法等の指定あり  <input type="checkbox"/> 周辺環境影響調査あり	<input type="checkbox"/> 工法区分( ) <input type="checkbox"/> 材料種類( ) <input type="checkbox"/> 施工範囲( ) <input type="checkbox"/> 削孔数量( ) <input type="checkbox"/> 注入量( ) <input type="checkbox"/> その他( )  <input type="checkbox"/> 調査内容( )																																													
		地質条件、地下水位、湧水量とその処理	<input type="checkbox"/> 市の事前調査あり(土質条件、地下水位設定、水処理条件等)  <input type="checkbox"/> 受注者の行う調査あり	<input type="checkbox"/> 内容(方法: ) (場所: )  <input type="checkbox"/> 内容( )																																													
9	環境関係	環境配慮事項の遵守	<input checked="" type="checkbox"/> 別添の環境配慮仕様書を遵守しなければならない。																																														
		1) 工事施工に係る家屋等の調査	<input type="checkbox"/> 家屋等の事前・事後調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等や電波障害等に起因する事業損失が懸念されるための事前・事後調査</li> </ul> <input type="checkbox"/> 調査時期( ) <input type="checkbox"/> 調査方法( ) <input type="checkbox"/> 範囲等( )																																													
		2) 工事公害防止のための制限	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input checked="" type="checkbox"/> 使用機械設備の制限あり <input checked="" type="checkbox"/> 作業時間等の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 粉塵 <input type="checkbox"/> その他内容( )																																													
3) 排出ガス対策機械の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)に基づき指定された建設機械を使用する。 バックホウ・ホイローダ・ブルドーザ・発動発電機・空気圧縮機・油圧ユニック・ローラ類・ラフテレーンクレーンの建設機械において、排出ガス対策機械を使用する。																																																

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
9	環境関係 （再資源化・再資源利用）	4) 赤土流出対策について防止	<input type="checkbox"/> 濁水、泥水処理の条件あり <input type="checkbox"/> 受注者の行う測定調査あり	<input type="checkbox"/> 方法( ) <input type="checkbox"/> 排水の水質( ) <input type="checkbox"/> 内容( )
		1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく書面等	<input checked="" type="checkbox"/> 請負金額500万円(消費税込)以上の工事	ア 特定建設資材の分別解体等の義務(法9条) 特定建設資材を用いた工作物(建築物以外)に係る解体工事又は特定建設資材を使用する建設工事 ※特定建設資材 ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など) ・木材 ・アスファルト ・コンクリート イ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務(法16条) ウ 工事契約までに分別解体等の計画等について書面による説明を行うこと(法12条) エ 下請負人に対して受注者は、届けでた事項を告げなければならない。(法12条) オ 工事契約までに分別解体等の費用等を記載した書面を提出すること。(法13条) カ 再資源化等完了後の書面による報告(法18条)
		2) 再生資源利用計画書(実施書) 再生資源利用促進計画書(実施書)	<input checked="" type="checkbox"/> 請負金額100万円(消費税込)以上の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は施工計画書に添えて、計画書を提出しなければならない。</li> <li>原則、「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成し、提出すること。</li> </ul>
		3) 再生資材の購入	<input checked="" type="checkbox"/> 工事用資材等の指定あり  <input type="checkbox"/> 沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材(ゆいくる材)の利用促進を図る。	<input type="checkbox"/> 建設発生土またはその改良土の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 再生骨材等の使用 <input type="checkbox"/> 再生材料を用いたコンクリート二次製品を使用する。(品目名: ) <input type="checkbox"/> 県認定リサイクル製品を使用する。(品目名: ) <input type="checkbox"/> 県認定リサイクル製品のNH再生砂(熔融スラグ)を使用する。 <input type="checkbox"/> その他リサイクル認定品等のリサイクル製品を使用する。(品目名: )
		建設副産物	<input type="checkbox"/> 建設発生土の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>工事間利用の指定あり</li> <li>ストックヤード利用の指定あり</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 場所( ) <input type="checkbox"/> 条件( ) <input type="checkbox"/> 運搬距離( )

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
9	環境関係	建設副産物	<input type="checkbox"/> 建設副産物の処理条件あり ・ 建設副産物の処理量が現地の状況により増減する場合、監督職員と速やかに協議を行うこと。 ・ 「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、再生資源化施設への搬出等建設副産物のリサイクルに努めること。 ・ 本仕様書に定めのない建設副産物の処理については、別途監督員と協議すること。 ・ 再生資源化施設の変更については、監督員の承諾を得ること。なお、原則設計変更の対象としない	建設発生土 <input type="checkbox"/> 場所( ) <input checked="" type="checkbox"/> 処理方法制限あり(リサイクル処理業者) <input checked="" type="checkbox"/> 運搬距離(11.8km)
				アスファルト・コンクリート塊 <input type="checkbox"/> 場所( ) <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり( ) <input type="checkbox"/> 受入条件あり( )
				コンクリート塊 <input type="checkbox"/> 場所( ) <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり( ) <input type="checkbox"/> 受入条件あり( )
				建設発生木材 <input type="checkbox"/> 場所( ) <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり( ) <input type="checkbox"/> 受入条件あり( )
				建設汚泥 <input type="checkbox"/> 場所( ) <input type="checkbox"/> 処理方法制限あり( ) <input type="checkbox"/> 受入条件あり( )
	環境関係	1) 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。	・ 沖縄県産業廃棄物税条例
		2) 建設廃棄物の処理	<input checked="" type="checkbox"/> マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行うこと。	
		3) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について	ア 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け沖縄県土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 イ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている濁水及び粉体の分析結果を用いても差し支えない。 <a href="http://pref.okinawa.lg.jp/site/kankyoku/seibi/sangyo/asufaruto.html">http://pref.okinawa.lg.jp/site/kankyoku/seibi/sangyo/asufaruto.html</a> なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。	

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
	環境関係		ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け沖縄県土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。	
10	施工体制	1) 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施工体制台帳及び施工体系図の提出</li> <li>■ 工事請負編成表</li> <li>■ 下請負通知書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請負のある工事全て提出する。</li> <li>■ 現場代理人、監理技術者または主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名を記載し、施工体制台帳または施工計画に添付する。</li> <li>・ 下請負のある工事全て提出する。</li> </ul>
		2) コリンズへの登録	■ コリンズへの登録及び確認書の提出	・ 工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時を省略できる。
		3) 名札等の着用	■ 現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を配置する場合は特例監理技術者及び監理技術者補佐)、主任技術者(下請負を含む)の工事現場内での名札及び腕章の着用	・ 名札は顔写真、氏名、所属会社名、社印及び発行年月日の入ったものとする。
		4) 雇用関係	■ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。雇用関係を示す書面(健康保険被保険者証等の写し)の提出	・ 直接的な雇用関係及び恒常的な雇用関係については「監理技術者制度運用マニュアルの改正について」(令和2年9月30日付け国不建第130号)による。
		5) 主任技術者または、監理技術者の工事現場への専任	□ 工事請負代金額3,500万円以上の工事を請け負った建設業者は、元請、下請に関わらず主任技術者または監理技術者を工事現場に専任で設置しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 但し、次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない</li> <li>① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間</li> <li>② 工事を全面的に一時中止している期間</li> <li>③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</li> <li>④ 工事完成后、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間</li> <li>・ 技術者等の工事現場への専任を要しない期間についての詳細は「監理技術者制度運用マニュアル」による。</li> </ul>
		6) 特例監理技術者の配置について	□ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の(1)～(7)(維持工事の場合は、(1)～(8))の要件を全て満たさなければならない。	

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等																														
10	施工体制	6) 特例監理技術者の配置について	<p>(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。</p> <p>(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(3) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。</p> <p>(4) 特例監理技術者が兼務できる工事は、那覇市内の工事で行わなければならない。</p> <p>(5) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(7) 監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにすること。</p> <p>(8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事等<sup>*</sup>以外の工事で行わなければならない。 (<sup>*</sup>「維持工事等」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事等)をいう。)</p> <p>2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)(維持工事の場合は前項(1)～(9))の事項について確認できる書類を提出すること。</p> <p>3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。</p>																															
11	品質確保	1) 段階確認及び立会	<p>■ 段階確認書及び立会願の提出による監督確認の実施</p>	<p>・ 監督職員が指示する項目がある場合事前に段階確認に係る所定様式により提出</p>																														
		2) コンクリート構造物の品質確保について	<p>□ コンクリートは原則としてJISA5308に適合する生コンクリートを使用するものとし、適用工種ごとの生コン使用基準は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="576 1435 1398 1655"> <thead> <tr> <th>適用工種</th> <th>生コン呼び強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>骨材の最大寸法MS(mm)</th> <th>スランプSI(cm)</th> <th>最大水セメント比w/c %</th> <th>セメントの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>擁壁・函渠</td> <td>30</td> <td>20(25)、40</td> <td>12±2.5</td> <td>50</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> </tr> <tr> <td>重力式擁壁</td> <td>21</td> <td>40</td> <td>8±2.5</td> <td>60</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> </tr> <tr> <td>小型構造物</td> <td>21</td> <td>40</td> <td>8±2.5</td> <td>60</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> </tr> <tr> <td>均し</td> <td>18</td> <td>40</td> <td>8±2.5</td> <td>—</td> <td>普通ポルトランドセメント</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ スペーサーの設置</p> <p>□ ひび割れ発生状況の調査を実施し、完成検査時に調査結果を提出</p>	適用工種	生コン呼び強度(N/mm <sup>2</sup> )	骨材の最大寸法MS(mm)	スランプSI(cm)	最大水セメント比w/c %	セメントの種類	擁壁・函渠	30	20(25)、40	12±2.5	50	普通ポルトランドセメント	重力式擁壁	21	40	8±2.5	60	普通ポルトランドセメント	小型構造物	21	40	8±2.5	60	普通ポルトランドセメント	均し	18	40	8±2.5	—	普通ポルトランドセメント	<p>・ 側面:原則1㎡につき2個以上</p> <p>・ 底面:原則1㎡につき4個以上</p> <p>適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁</li> <li>・内空断面積25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類</li> <li>・橋梁上・下部工</li> <li>・トンネル</li> <li>・高さ3m以上の堰、水門、樋門</li> </ul> <p>(ただしいづれの工種もプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。)</p>
適用工種	生コン呼び強度(N/mm <sup>2</sup> )	骨材の最大寸法MS(mm)	スランプSI(cm)	最大水セメント比w/c %	セメントの種類																													
擁壁・函渠	30	20(25)、40	12±2.5	50	普通ポルトランドセメント																													
重力式擁壁	21	40	8±2.5	60	普通ポルトランドセメント																													
小型構造物	21	40	8±2.5	60	普通ポルトランドセメント																													
均し	18	40	8±2.5	—	普通ポルトランドセメント																													

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
11	品質確保		<input type="checkbox"/> テストハンマーによる強度推定調査	<input type="checkbox"/> 推定強度が得られない場合は、現位置コアによる圧縮強度試験を実施し、試験結果を提出
			<input type="checkbox"/> アルカリ骨材反応抑制対策をすること	・ コンクリート及びコンクリート工場製品を使用するすべての工場
			<input type="checkbox"/> 圧縮強度試験結果の提出	<input type="checkbox"/> 沖縄県建設技術センター又は沖縄県生コンクリート工業組合中南部地区共同試験所で実施。 <input type="checkbox"/> その他( )
			<input type="checkbox"/> コンクリート打ち込み平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。	・ 左記の範囲にない場合には、暑中コンクリートもしくは寒中コンクリートとして施工を行わなければならない
			<input type="checkbox"/> 単位水量測定について 1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工するコンクリート工を対象とする。	・ 単位水量の測定については、「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)について(参考送付)(平成24年8月9日付沖縄県土技第451号)」に基づき適正に処理する事。
	3)鉄筋の種類	<input type="checkbox"/> SD345を使用する。 <input type="checkbox"/> SD295Aを使用す	・ ミルシートの提出	
12	その他	1)現場発生品・支給品の取扱	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名( ) <input type="checkbox"/> 引渡し場所( )
			<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名( ) <input type="checkbox"/> 納入場所( )
		2)修景・デザイン等の著作権	<input type="checkbox"/> デザイン等著作権取扱条件あり	<input type="checkbox"/> 著作権は( )へ
		3)工事用資機材の管理	<input type="checkbox"/> 資機材の保管条件あり	<input type="checkbox"/> 場所( ) <input type="checkbox"/> 期間( 年 月 日～ 月 日)
			<input type="checkbox"/> 資機材の仮置き条件あり	<input type="checkbox"/> 場所( ) <input type="checkbox"/> 期間( 年 月 日～ 月 日)
		4)イメージアップモデル工事	<input type="checkbox"/> イメージアップの実施項目あり	<input type="checkbox"/> 指定内容( )
5)工事用資材	<p>■ 設計図書における資材等の取扱いについて</p> <p>ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。</p> <p>イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。</p>			
	■ 県産品の優先使用	・ 本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。  なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。		



番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
12	その他	6) 下請業者の県内企業活用	■ 下請業者の県内企業優先活用	・ 下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有するもの)から選定するように努めなければならない。
		7) 特許料について	□ ( )について( )工法によるものとする。 この工法については特許権の対象である。	・ この工法によらない場合は、監督職員と別途協議するものとする。
		8) 琉球石灰石の違法採掘防止について	□ 出鉱証明書(原本)の提出	・ 捨石、栗石、クラッシャーラン等の琉球石灰岩。
		9) ダンプトラック等による過積載等の防止について	ア 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入者から、資材購入をしないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りするものがないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。	
		10) 建設業退職金共済制度について	■ 建設業退職金共済への加入	・ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書の提出 ・ 領収書 ・ 共済手帳の受払い簿・写し等の整備 ・ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の掲示
		11) 労災保険及び請負業者賠償責任保険等について	■ 労働者災害補償保険	・ 労働基準監督署による証明書の提出
			■ 法定外労災保険及び那覇市建設工事請負契約約款第50条に基づく請負業者賠償責任保険	ア 法定外労災補償(保険証書等の提出) 1名につき補償限度額2千万円以上 被保険者は、発注者を除く
				イ 請負業者賠償責任保険 補償限度額(対人) 1名につき5千万円以上 1災害につき1億円以上 補償限度額(対物) 1災害につき1千万円以上 免責金額10万円以下
			・ 保険の加入期間は、原則として、工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後14日とする。 ・ 被保険者:発注者、受注者、下請負人となる専門業者	ウ 保険証書等の提出 工事請負契約締結後速やかに保険等締結し、その証書等の写しを監督員に提出する。ただし、年間契約方式で保険に加入している受注者はその写しを提出する。

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等	
12	その他	12) 植樹保険について	<input type="checkbox"/> 植樹保険への加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険期間(請負工事完成後発注者へ引渡した日より一年間とする。)</li> <li>・ 保険金額(請負金額のうち、植栽工事に係る直接工事費相当額とする。)</li> </ul>	
		13) 中間検査について	<input type="checkbox"/> 那覇市請負工事検査要領に基づく中間検査の実施	<input type="checkbox"/> 中間検査の実施あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施回数( )</li> <li>・ 時期( )</li> </ul> <input type="checkbox"/> 検査資料の整理あり <input type="checkbox"/> 人員の手配、資機材の準備あり	
		14) 完成検査について	・ 完成検査は原則、工期内検査とする。	・ 工期には、完成検査及びそれに先立つ主管課の完成検査、手直し等に要する日数を含む。	
		15) 成果品の納品	■ 成果品の納品	■ 完成図書(工事写真、出来形管理等)	■ 完成図(A4製本2部 )
			■ 電子納品の対象工事である。	・ 電子納品の運用は、「電子納品に関する手引き(案) 那覇市」による。	・ 対象書類、提出部数等、詳細事項については、工事着手前の事前協議で行う。 なお、対象外の書類は紙提出
		16) 暴力団員等による不当介入の排除対策	<p>受注者は、当該工事の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成23年1月12日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。</p> <p>ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。</p> <p>ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。</p>		
17) 那覇市暴力団排除条例及び那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく措置	<p>ア 受注者(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を法制契約課へ提出しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(下請用)を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。</p> <p>エ 受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならない。</p>				

番号	区分	明示項目	明示事項	制約条件等	
12	その他	18) 本工事の請負代金の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	ア 本工事の請負代金額の変更協議をする場合は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更工事の設計額に乗じるものとする。		
			イ 本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を関連工事の設計額に乗じるものとする。		
		19) 主任技術者または監理技術者の資格要件	ア (主任技術者) 主任技術者は、下記のいずれかの資格を有する者を配置すること。 ■ 1級土木施工管理技士 ■ 2級土木施工管理技士 ■ 1級建設機械施工技士 ■ 2級建設機械施工技士 □ 1級造園施工管理技士 □ 2級造園施工管理技士 □ 技術士( 部門)	イ (監理技術者) 監理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者を配置すること。 □ 1級土木施工管理技士 □ 1級建設機械施工技士 □ 1級造園施工管理技士 □ 技術士( 部門)	
			ウ 4,000万円以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。		
		20) 既存の公共基準点等	那覇市公共基準点については、那覇市公共基準点管理保全要綱(公共基準点の使用手続き、工事施工の届出、一時撤去及び移転、機能の回復)を遵守し、他計画機関の公共基準点については、測量法及び作業規程の準則を遵守する。また、境界鋸等は監督員と協議のもと引照点等を設置し、変動や損傷が生じた場合は、原則復元すること。		
21) 不正軽油の使用の禁止等について	ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。	イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。			
22) ガイドラインの遵守について	設計変更等については、契約約款第18条から第24条及び土木工事共通仕様書1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「那覇市工事請負契約における設計変更及び工事一部中止ガイドライン」によるものとする。 下記の市HPを参照すること。 <a href="https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/koujinyuusatu/seisekihyoutei.files/gaidoraindoboku300401.pdf">https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/koujinyuusatu/seisekihyoutei.files/gaidoraindoboku300401.pdf</a>				